

# 公共図書館と機関・団体の連携・協力に関する議論の発展

— 図書館法制定(1950)から『これからの図書館像』の発表(2006)後まで —

佐藤 容子 (神奈川県教育委員会／筑波大学大学院生)

河井 律子 (元福岡県立図書館副館長)

葉袋 秀樹 (筑波大学名誉教授)

## 【要旨】

本研究の目的は、公共図書館における、図書館、社会教育施設、学校以外の各種機関・団体との連携・協力、特にその意義と方法に関して、公共図書館と社会教育・生涯学習施設の領域でどのような議論が行われてきたかを明らかにすることである。関連する法規、答申・報告、文献を収集して検討を行った。その結果、公共図書館分野では、二つの報告で意義と方法が明らかにされているが、文献による理論的分析は行われていないこと、社会教育・生涯学習施設分野では、多くの答申で連携・協力の必要性が指摘されて、その対象範囲が拡大され、1990年代前半に文献による理論的分析が行われていることが明らかになった。今後の課題として、連携・協力の事例をもとに、連携・協力が成立するケースを明らかにすることを提言した。

## 1. 序論

### (1) 研究の背景

公共図書館は、社会教育施設の一つで、住民が求める資料や情報を提供している。近年、わが国の社会には様々な変化や課題が生じ、地域住民の学習ニーズが多様化、高度化し、行政関係者からは、公共図書館に対してより高度なサービスが求められている。

2006年、『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)』<sup>1)</sup>が発表され、公共図書館には、地域の課題解決を支援するために、他の図書館、社会教育施設、学校とともに、それ以外の各種の機関・団体との連携・協力が求められた。これを背景として、公共図書館は機関・団体と積極的に連携・協力を進めている。しかし、これまで、公共図書館分野では、機関・団体との連携・協力に関する詳しい研究が行われていない。

### (2) 研究の目的

本研究の目的は、公共図書館における機関・団体との連携・協力に関して、これまで、どのような議論が行われてきたかを明らかにすることである。特に、その意義と方法に着目する。これによって、連携・協力にはどのような意義があるか、進める際の方法はどうあるべきかを明らかにすることができる。対象期間は、図書館法制定(1950年)から『これからの図書館像』の発表(2006年)後までとする。これをもとに、今後、連携・協力の現状の調査と分析を行うことができる。

### (3) 研究の方法

研究方法として文献研究を用いる。公共図書館における機関・団体との連携・協力に関する資料(法規、答申・報告、雑誌記事・図書)を収集し、時期による変化を分析する。社会教育・生涯学習施設(以下、「社会教育施設」という)に関する議論には公共図書館

と共通する事項が多く、公共図書館よりも政策に関する研究が盛んで、より詳細な分析が行われている場合が多い<sup>2)</sup>ため、社会教育施設における連携・協力に関する資料についても調査する。社会教育施設全体に共通する議論は、多くの場合、公共図書館にも該当すると考えられるが、公共図書館に関する議論との関連を検討する。雑誌記事・図書では、文部省の社会教育行政に関連のある文献を取り上げる。公共図書館では、機関・団体との連携・協力には「連携・協力」の用語が用いられるが、社会教育・生涯学習行政では、1980年代末以後、連携・協力の事業に「ネットワーク」の用語が用いられる場合があるため、これらの用語を用いた文献も含める。

次の3つの研究課題を設定する。①公共図書館関係の資料ではどう論じられてきたか(2章)。②社会教育施設関係の資料ではどう論じられてきたか(3章)。③社会教育施設分野の議論を含め、全体として何が明らかにされたか(4章)。

本稿では、議論を整理するが、今後の課題として、より多くの文献を調査して議論の内容を確認すること、連携・協力の現状を調査・分析することがある。

## 2. 公共図書館関係の資料

### (1) 法規・報告

#### 1) 法律と基準

図書館法では、第3条9号で、学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力することが規定され、社会教育施設以外の機関・団体として研究所等が挙げられている。

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(以下、「公共図書館基準」という)では、連携・協力に関する規定は、「公立図書館の設置及び運営に関する基準」(生涯学習局長通知)(1992)<sup>3)</sup>で初めて設けられ、目的として「多様化、高度化する学習需要に対応するため」、内容として「資料や情報の相互利用等」が挙げられ、対象に「官公署、民間の調査研究施設等」が含まれている。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年7月18日 文部科学省告示132号)(2001)<sup>4)</sup>もほぼ同内容である。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年文部科学省告示172号)(2012)<sup>5)</sup>では、目的に「利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図る」ことが加わり、「官公署」を「関係行政機関」に変更し、「民間団体等」を追加するなど、対象も拡張されている。

#### 2) 報告

##### ①社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について—中間報告—」(1988)<sup>6)</sup>

この報告は、社会教育審議会(社教審)社会教育施設分科会のワーキンググループが作成したもので、主査は分科会委員の山本恒夫(当時筑波大学)である。これ以前の社会教育・生涯学習関係の審議会答申は、公共図書館と機関・団体との連携には触れていない。報告の背景として、臨時教育審議会(臨教審)答申(1985-87)で、学校教育中心の考え方から生涯学習体系への移行と社会の各分野の教育活動の活性化の必要性が指摘されたこと、公共図書館では、管理委託が始まり、新しいサービスの展開が求められていたことがある。

図書館ネットワークのほか、社会教育施設、学校、官公署、民間の研究機関等との連携・協力を提案している。「ネットワークの意義」では、近年、健康づくり、職業能力開発、消費者教育、ふるさとづくりなど幅広い行政が展開され、民間企業等でも各種教育関連事業

が盛んに行われていることを指摘し、社会教育に新たな対応を求めている。

公共図書館と他の社会教育施設のネットワークの効果として、各施設が質の高い活動を行い得ること、理由として、①施設間の事業の不要な重複の回避、②各施設の持つ資料等の各施設の事業での効果的な活用を挙げている。これはネットワークの本質的意義を指摘したものである。官公署、民間研究機関等とのネットワークについては、「ネットワークの意義」と「ネットワーク化の方向」でその意義を論じている。これらから、機関・団体等とのネットワークの意義をまとめると、次の3点になる。

#### ①重複事業の回避

施設間の事業の不要な重複を避けることができる。

#### ②資料・情報の活用

各施設が事業を企画・実施する際の参考資料の入手や情報収集などが容易になる。学級・講座等のための参考資料や教材の整備や相互貸借も可能になる。図書館では、未所蔵の専門的資料やレファレンスサービス等のための資料や情報の整備が容易になる。

#### ③人材の活用

・学級・講座や調査・研究開発事業などを企画・実施する際の各施設の職員や関係者の協力、講師の相互派遣などが可能になる。

「ネットワーク化の進め方」では、「類縁機関等とのネットワークは、広く、一般行政部局等を含めた生涯学習の推進のための組織である生涯教育推進会議などで総合的に検討され、推進されることが適当であるが、当面、可能な範囲で連携・協力を進め、日常的な協力関係を築いて行くことが重要である」と述べている。

#### ②これからの図書館の在り方検討協力者会議『これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）』（2006）

報告の背景として、国や地方公共団体の財政危機の中で、公共図書館が地域社会にどう貢献できるかが問われ、公共図書館側も、2000年頃から「行政支援サービス」「ビジネス支援サービス」等の課題解決支援サービスに取り組んできたことがある。この報告は、その取り組みの考え方を整理したものといえる。

「第一章 よびかけ」では、地方公共団体、特に商工労働部局や健康福祉部局と議会などの行政各部局に、また、学校、商工団体や医療・福祉団体等の各種団体や機関に対して、図書館との連携・協力によって、業務の効率化、事業の効果の増大や活動の相乗効果が得られることを指摘し、連携・協力を呼びかけている。図書館に対しては、連携・協力先として、地方・国の行政部局、議会、商工団体や医療・福祉団体等の公的機関、住民団体、NPO等を挙げ、積極的な連携・協力を促している。

「第二章 提案 これからの図書館の在り方」では、課題解決支援機能の充実や関係機関との連携・協力（行政部局、各種団体・機関との連携・協力）等について述べている。行政部局、各種団体・機関との連携・協力については、関係資料の積極的収集、レファレンスサービスに加えて、関連資料リストの提供等の積極的な情報サービス、専門書・有料データベース等の提供、雑誌のバックナンバーの一括管理、関係機関・団体発行のチラシの積極的収集・配布、関係機関によるイベントの際の関連資料の展示や資料リストの配布、関係機関との連携による講座・相談会等の開催等の多様な方法を提示している。

このほか、連携を進める際に重要な「資産」の考え方について、「他との連携に際しては、

まず、図書館が持つ資産を洗い出し、十分認識する」ことを提案し、図書館が持つ資産として、「あらゆる主題・分野にわたる資料、資料や情報の検索システム、司書を含む職員、閲覧席や集会室などのスペース、立地条件、土・日曜や夜間等にわたる開館日・時間、地域における認知度、幼児から高齢者までの全ての人々への公開など」を挙げ、「これまで蓄積・拡大してきた」もので、「連携先にとっても貴重な資産と成り得る」と指摘している。これは、図書館勤務経験のある地方公共団体の行政職員によって提唱されたものである<sup>7)</sup>。

連携の進め方については、「地方公共団体の行政部局に対して図書館側から積極的に提案していくこと」を求めており、各図書館による個別の積極的な提案が想定されている。

## (2) 文献

司書資格取得のための科目「図書館奉仕」「図書館活動」の教科書では、相互協力やネットワークを扱っている。1960～1990年代の教科書には、「相互協力」等の章があるが、いずれも図書館協力を扱っており、機関・団体との連携は取り上げていない<sup>8)</sup>。

澤田正夫は、1989年に、公共図書館と公民館の連携について論じ<sup>9)</sup>、図書館職員には、公民館との共通点を確認し、自己の独自性と限界を見きわめた上で、常に相互補完の発想が必要であること、連携にとっての好ましい人間関係とは常に対立と緊張をはらんだドライな人間関係であることを指摘しており、機関・団体との連携・協力の参考になる。また、齊藤誠一・井上玲子は、2011年に、連携・協力を行うための新しいニーズの発見において行政職員との交流が効果的であること、これには、司書が他職場で一定期間勤務する場合と、一般行政職が図書館に異動する場合があることを挙げている<sup>10)</sup>。

このように、理論的な分析は十分ではないが、個別事項の分析は行われている。

## 3. 社会教育施設関係の資料

歴史的な背景については、馬場祐次朗による生涯学習振興行政の分析<sup>11)</sup>を参考にする。

### (1) 法規・報告

#### 1) 法律と基準

社会教育法第22条5号では、公民館の事業として、「各種の団体、機関等の連絡を図ること」が定められ、解説では、市町村の各種の機能（産業、労働、社会事業を含む）を代表する団体・機関等の連絡機関としての役割をも果たすべきであると述べている<sup>12)</sup>。「公民館の設置及び運営に関する基準」（1959）では、他の社会教育施設等との緊密な連絡・協力を挙げるにとどまるが、解説では、「農業協同組合、商工会議所、保健所、農業改良事務所、試験所など公民館事業の内容に関係のある機関や団体」に協力し、その力を利用すべきであると述べている<sup>13)</sup>。

#### 2) 答申

##### ①1970～80年代の社会教育・生涯学習関係答申

1971年の社教審答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」<sup>14)</sup>では、第二部四の「他の施設との連携強化」で、社会教育施設は「その他の関係施設と提携して経営効率の充実を期すべき」と述べている。第三部二の「関連行政との連携強化」では、労働行政、厚生行政など各種の行政において、教育的機能・配慮を伴う分野が増大しつつあり、社会教育に影響を与えるため、これらの行政との緊密な連携が重要であることを指摘し、「社会教育の側でも、関連行政に関する知識などを積極的に導入し、人事交流

の道をひらくことなどに配慮すべきである」と述べている。

1981年の中央教育審議会（中教審）答申「生涯教育について」<sup>15)</sup>では、第2章2(2)の「生涯教育関係機関の連携・協力の促進」で、民間を含む教育諸機関相互のより緊密な連絡・情報交換が望まれると述べている。

### ②1980年代の臨時教育審議会答申

社教審、中教審とはやや性格が異なるが、臨教審答申<sup>16)</sup>でも、ネットワークについて提案している。第二次答申（1986）の第2部第5章で、社会教育施設で人々がより広範囲な情報を得て、効果的に利用できるようにすることが重要であり、このため、公民館、図書館、学校その他の関連施設による学習情報のネットワークが必要であると述べている。第三次答申（1987）で、教育施設等のインテリジェント化が提案されていることを合わせると、「情報ネットワーク」を中心とする「連携・協力」と考えられる。

### ③1990年代の生涯学習審議会答申

1996年の生涯学習審議会（生涯審）答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」<sup>17)</sup>では、Ⅲ1の(2)「施設間の広域的な連携の促進」で、関係施設間のネットワークの形成、広域的な連携・協力体制の整備を提言している。「おわりに」では、行政部局や公的・民間施設の違いを超えた連携の重要性を指摘している。

1998年の生涯審答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」<sup>18)</sup>では、今後の社会教育行政の重要な方策4点の1つとして、ネットワーク型行政の推進を挙げている。第3章第3節「生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進」では、「人々の学習活動・社会教育活動を（中略）様々な立場から総合的に支援していく仕組み（ネットワーク型行政）」と、そのための学習資源の調査、収集、有効活用が必要であることを指摘し、社会教育行政にネットワーク行政の中核としての機能を求めている。連携の対象は、①学校、高等教育機関（研究機関、企業等を含む）、②民間の諸活動（NPO、社会教育関係団体）、③首長部局等、④生涯学習施設間、⑤市町村の広域的連携である。③では、地域の人材育成に責務を負う教育委員会と地域づくりに広範な責務を負う首長部局の連携を提案している。④では、首長部局所管の施設、民間の施設を含む生涯学習施設ネットワーク委員会ともいふべき「連携のための恒常的な組織」の設置、「事業情報の相互交換、人材の共通活用、共同キャンペーン、事業の調整ができるようなシステム」を提案し、「事業内容の充実、高度化」につながるものとして評価している。

### ④2000年代の中央教育審議会答申

2004年の中教審生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」<sup>19)</sup>では、IV-2「国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し」で、国や地方公共団体、社会教育施設等において、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO等の関係機関・団体等との「協働」（お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場の下に、積極的に協力し合うこと）が必要であると述べている。

#### (2) 文献

ここでは、文部省の社会教育行政に関連する理論的な内容の文献を取り上げる。福原匡彦・大崎仁は、1964年に、社会教育と関連する行政を「関連行政」と呼んで、その内容を分類している<sup>20)</sup>。「所管内関連行政」である文化行政と「所管外類似行政」「隣接共同行政」「国民運動推進行政」の4つに分類している。「所管外類似行政」とは、「各種の行

政の啓蒙、普及、宣伝のために社会教育的方法を用いる場合」と「他の行政機関が特定の行政目的のために教育的事業を実施あるいは援助する場合」で、後者の例は、農業改良普及行政、職業訓練行政である。「隣接共同行政」とは「特定の問題の解決のために、多くの行政分野、行政機関が関連し、特に相互の連係、協力が要請される場合」で、例は、青少年行政、婦人行政、マスコミ関係行政である。「国民運動推進行政」とは、「中心となる事業を行政機関が行政として行なうよりも国民の間から自主的に起こった国民運動にゆだねた方が効果的なもの」で、例は、新生活運動、公明選挙運動、貯蓄増強運動である。これらの行政に対して、社会教育の立場から積極的に関連づけや協力を行うべきであると述べている。

山本恒夫は、1991年に、生涯学習ネットワークの研究の動向と地域の生涯学習ネットワークの構造について解説し、グラフ理論を応用して、生涯学習ペトリネットについて検討している<sup>21)</sup>。生涯学習ネットワークに関する議論の契機として、臨教審答申と文部省内の研究会による幅広いネットワークに関する提言を挙げ、その後の生涯学習ネットワークの研究状況を明らかにするとともに、生涯学習ネットワークの本質を明らかにしている。

生涯学習ネットワークが課題となった理由として、学習内容の多様化、高度化に対応し、学習需要に直ちに答えるには、他の場所にある外部資源の活用が必要になることを挙げている。ネットワークの構成要素として、生涯学習施設等の「主体」、交換する「資源」を挙げ、ネットワーク活動とは、「主体」間での「資源」の交換と共同活動であり、その際には互恵性が必要であることを指摘している。

坂本登（当時文部省生涯学習局社会教育官）は、生涯学習機関間の連携の問題点とネットワークの必要性と在り方を論じ、ネットワーク・モデルを開発している。臨教審第3次答申と文部省内懇談会の提言の考え方が生涯学習振興法に反映されていることを指摘し、学社連携や官民連携等を初めとする従来の連携論の次のような問題点を指摘している<sup>22)</sup>。

- ・これまでの連携活動では、期待されるほどの効果が上がっていない。
- ・2つの連携機関の間では、提供できる資源の質・量がアンバランスで、役割が固定したり、メリットを得る機関が偏ったりする傾向が強い。
- ・3つ以上の連携機関の間では、中心となる機関が最上位に、先端の機関が下部に置かれる縦型の図式になり、先端機関相互の関係が軽視されたり、メリットを得る機関が限定されたりする傾向にある。
- ・連携活動の展開に必要な具体的な手段や道具や組織が明示されず、活動の糸口が見出せず、活動が開始されない例が多い。

これをもとに、ネットワーク化を促進するための要件として、次の点を提案している<sup>23)</sup>。

#### ①水平的関係の構築による緩やかな拘束性

- ・ネットワーク型には、異質な価値を容認する、活動の中心を一つに限定しない、短期的に参加できる開放性がある、権限関係は水平的で移動性がある、等の特徴がある。

#### ②双方向性の尊重

- ・モデルとしては、縦型ではなく、縦横型であり、単線的一方向型ではなく、複線的双方向型である。自らの主体性にもとづく、多様で選択的な交換活動の保障が必要である。

#### ③交換する資源・要素の検討

- ・交換する道具・手段となる有用な資源や要素が必要であり、その種類や性質の検討が必

要である。資源の種類は、施設、学習プログラム、資金、講師・助言者、学習教材、学習情報などであり、性質は、レベル、鮮度、性能、代替性などである。

#### ④等価性の検討

・交換する資源・要素は各施設相互間にメリットをもたらす互惠性の高いものであることが必要であり、その等価性を慎重に検討する必要がある。

最後に、今後の課題として、ネットワーク化を図る人材、ネットワークを動かす人材が育っておらず、人材養成が緊要の課題であると述べている。

## 4. 考察

### (1) 議論の整理

法律、基準、答申、報告、文献を時系列的に整理する。

#### 1) 公共図書館関係

1950年代には、図書館法（1950）で、連絡・協力の対象として、機関・団体では研究所等が定められ、1960～1970年代には専ら図書館とのネットワークについて議論されている。社教審答申（1971）は、公共図書館と機関・団体との連携には触れていない。

1980年代には、社教審報告（1988）で、連携・協力の対象として、「官公署、民間調査研究機関」が挙げられ、各施設における事業の企画・実施の参考となる資料や情報の提供、学級・講座や調査等の事業の企画・実施に関する各施設の職員等の協力や講師の相互派遣が挙げられている。進め方については、生涯教育推進会議等での総合的検討・推進と日常的協力関係の構築の二つが挙げられている。連携・協力によってサービスの内容を深めることが可能であること、機関・団体が連携・協力の対象となることが明らかになっている。これは、機関・団体を含む連携・協力を提案した点で新しい考え方であり、先見性があり、文献における連携・協力の研究よりも先行している。ただし、公共図書館関係者の関心は低く、理解されなかった<sup>24)</sup>。

1990年代には、「公立図書館の設置及び運営に関する基準」（1992）で連携・協力の項目が設けられ、連携先には「官公署、民間の調査研究施設」が含まれている。澤田は、同年、公共図書館と公民館の連携方法と関連する職員の意識について論じている。

2000年代には、課題解決支援における連携・協力の実績を踏まえて、『これからの図書館像』（2006）で「連携・協力」が重視され、関連機関に対する「よびかけ」が行われ、公共図書館の持つ「資産」の存在が指摘され、公共図書館は多様な機関との連携が可能であることが確認された。進め方については、図書館側からの積極的な提案が挙げられている。連携・協力の対象が広がり、「資産」の考え方が示されていることが特徴である。「資産」の考え方は、1990年代初めの山本と坂本の論文につながるものである。

#### 2) 社会教育施設関係

1950年代には、社会教育法（1950）で、各種機関・団体等の連絡について規定され、公民館基準（1959）では、農業、商工関係の機関・団体との連携・協力が提唱されている。1964年に、福原・大崎は関連行政について論じ、産業、労働、厚生行政等との連携を求めている。社教審答申（1971）では、社会教育と労働、厚生行政との連携の重要性が指摘されている。この答申以後、社会教育施設の整備が進展する。

1980年代には、生涯教育に関する中教審答申（1981）で、民間を含む教育諸機関との有

機的連携の強化が提案され、臨教審答申（1985-87）で、情報流通を中心とするネットワークが提案され、それを契機に文部省内でネットワークに関する研究会が始まる。1988年以後、生涯学習振興行政が確立され、他方で、1970年代末以後、地方行革が進行した。

1990年代には、山本と坂本によって、首長部局や民間企業を含む生涯学習関係機関間の連携・協力の意義、問題点、成立条件、推進上の注意点等が論じられ、互惠関係や交換するための資源の重要性について理論的分析が行われている。このような研究は図書館関係文献には見られない。

1990年代後半には、生涯審答申（1996）で、民間施設を含む連携の重要性が指摘され、生涯審答申（1998）で、「ネットワーク型行政」として、NPO等の民間団体、首長部局を含む連携・協力の推進と連携のための組織の設置が必要であることが示されている。この答申で、連携・協力の対象が大幅に拡大され、行政における連携・協力の推進が明確に示されたといえる。「ネットワーク型行政」の用語は、この答申で初めて示されている。

2000年代には、中教審生涯学習分科会の審議経過の報告（2004）で、関係機関・団体間の対等な立場での協力が強調され、「協働」の用語が用いられている。

以上のように、社会教育分野では、最初から、法規や基準の解説で、労働行政、厚生行政等との連携、関連機関との連携の重要性が指摘されており、1980年代以後は、審議会答申で、民間を含む地域の機関・団体との連携・協力へ徐々に範囲が拡大される傾向にある。

## (2) 議論の分析

社会教育施設分野の議論を含めて、公共図書館における連携・協力の在り方を考える。

### 1) 連携・協力に関する報告の意義

社教審報告（1988）は、将来へ向けての提言であり、『これからの図書館像』（2006）は、図書館現場で行われた課題解決支援や図書館改革の取り組みをもとに、改革の考え方や方針を整理したものと考えられる。

### 2) 連携・協力の意義と目的

連携・協力の意義について、公共図書館分野では、実務上の意義や必要性は論じられているが、理論的な研究は見られない。理論的意義は社会教育施設分野で次のように明らかにされている。連携・協力とは、機関・団体等の主体間での資源の交換と共同活動であり、外部資源を活用することによって、多様化、高度化する学習需要に現有資源で対応することができる。これは、公共図書館における具体的な指摘を理論的に整理したものに当たる。

連携・協力の目的は、各機関・団体が学習需要をよりよく満たすことである。現在の目的は、課題解決支援の観点から、機関・団体の事業に協力し、共通する目的を実現することで、市役所の防災部局との連携・協力の場合、地域における防災課題の解決である。

### 3) 連携・協力の主体と条件

連携・協力の主体について、坂本は連携・協力を図る人材の育成の必要性を指摘し、澤田は図書館職員の意識改革と新しい発想を提唱し、齊藤・井上は人事交流・人事異動の意義を指摘している。資源に関する行政職員の提案から、公共図書館と機関・団体の双方の事情に通じた人材の養成が必要であることが明らかになっている。

連携・協力の条件は、社会教育施設分野の研究から、⑦両者の間に互惠性が成り立つこと、競合がなく、両者が同等の利益を得られること、④両者が自分の持つ資源について十分調査し、他者が提供する資源についても十分理解できること、⑤両者の関係は、異質な



価値を容認し、短期的に参加できるなどの柔軟なものであることが必要と考えられる。これらの条件が満たされない場合は、連携・協力は困難である。

図書館の場合は、他の機関が取り組んでいる事業に関する資料や情報の提供を行うことが多い。競合が少なく、自分の持つ資源が明確で、本来の業務の延長であるため負担が少ない。その結果、双方の利用の増加につながり、多様な機関との連携・協力が可能である。他方、連携・協力の内容が限定される傾向がある。

#### 4) 連携・協力の推進方法とその問題点

以上をもとに、連携・協力の進め方として、次の点が考えられる。第一に、連携・協力する機関・団体間で、資源の交換による互惠関係が成立する場合としない場合があるため、成立するかどうかの検討が必要である。類似事業を行っている場合は、競合しないか、分担が可能かの検討が必要である。近年、部局間で事業が重複する場合、財政担当者の批判の対象となり、どちらかが打ち切りの対象となることが多い。そのため、事業の内容が異なり、分担が可能であることを明確にする必要がある。これは、図書館では比較的容易である。第二に、連携・協力には、新たな資源の投入が必要であるため、各機関・団体に資源の余裕があるか、必要な資源を捻出できることが必要である。双方におけるこの点に関する十分な検討が必要である。連携・協力するための余裕がない場合もあり得る。第三に、双方の担当者、管理者、職員が連携・協力の意義や効果を理解することが必要である。一般に、図書館サービスの意義に対する理解が十分ではないため、この点の理解を得ることが必要である。第四に、このため、公共図書館から、連携・協力先の機関・団体への直接の強力な働きかけが必要になる。公共図書館で、連携・協力先に積極的に働きかける方法が提案されているのはこのためと思われる。第五に、公共図書館における連携・協力を推進する政策としては、各機関・団体が検討しやすく、取り組みやすいように、互惠関係が成立する連携・協力の事例とパターンを調査し公表することが効果的である。

#### 5) 社会教育・生涯学習分野の研究の意義

公共図書館の社会との関わりについては、社会教育・生涯学習分野の研究が有効であることが明らかになった。公共図書館関係者はこれらの分野の研究に注目する必要がある。

**注記・参考文献** (文部科学省ホームページは、2016年4月25日参照である。)

- 1) これからの図書館の在り方検討協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～(報告)」(2006年3月)(文部科学省 [http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/18/04/06032701.htm](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286794/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm))
- 2) 葉袋秀樹「社会教育事業の在り方に関する論点整理～図書館の観点から」(第34回日本生涯教育学会大会自由研究部会IV), 2014, 8p. (つくばリポジトリ <http://hdl.handle.net/2241/120783>)
- 3) 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会図書館専門委員会「公立図書館の設置及び運営に関する基準について(報告)」(1992年5月)  
(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19920617001/t19920617001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920617001/t19920617001.html))
- 4) 文部科学省「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2001年7月)  
(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/009.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/009.htm))
- 5) 文部科学省「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(2012年12月)  
(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_1/08052911/1282451.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm))

- 6) 社会教育審議会社会教育施設分科会「新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について—中間報告—」(1988年2月)  
(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19880212001/t19880212001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19880212001/t19880212001.html))
- 7) 齋藤明彦「役に立つ」図書館が地域を救う」(『図書館界』58(5)、pp.269-277、2007)
- 8) 北島武彦編著『図書館奉仕論』理想社、1969、323 p.「X 奉仕のための相互協力」  
服部金太郎ほか『図書館活動』樹村房、1984、184 p.「第2章3 他の図書館との協力」  
前園主計編著『図書館サービス論』東京書籍、1998、199p.「第7章 図書館協力」その他。
- 9) 澤田正夫「IV 学習援助ネットワークと公共図書館—公共図書館と公民館との連携」北嶋武彦編『生涯学習と公共図書館』全日本社会教育連合会、1989、pp.82-104
- 10) 齊藤誠一、井上玲子「公共図書館における新たなニーズの発見とサービスの展開」(『日本生涯教育学会年報』32、pp.157-165、2011)
- 11) 馬場祐次朗「II章 生涯学習振興行政の変遷」鈴木眞理、馬場祐次朗、葉袋秀樹編著『生涯学習概論』樹村房、2014、pp.23-44
- 12) 寺中作雄『社会教育法解説 公民館の建設』国土社、1995、pp.157-165
- 13) 吉里邦夫、中島俊教『公民館基準の解説』帝国地方行政学会、1962、pp.79
- 14) 社会教育審議会「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について:社会教育審議会答申」(1971年4月)『社会教育に関する答申集 I』全日本社会教育連合会、1975、pp.7-98
- 15) 中央教育審議会「生涯教育について(答申)」(1981年6月)(文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309550.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309550.htm))
- 16) 大蔵省印刷局編『教育改革に関する答申—臨時教育審議会第一次~第四次(最終)答申』1988、359 p.
- 17) 生涯学習審議会「地域における生涯学習機会の充実方策について(答申)」(1996年4月)(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_gakushu\\_index/toushin/1315169.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315169.htm))
- 18) 生涯学習審議会「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について(答申)」(1998年9月)(文部科学省  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_gakushu\\_index/toushin/1315178.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315178.htm))
- 19) 中央教育審議会生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について(審議経過の報告)」(2004年3月)(文部科学省 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/04032901.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/04032901.htm))
- 20) 福原匡彦、大崎仁『概説社会教育行政』第一法規、1964、282p.「第10章関連行政」pp.257-279
- 21) 山本恒夫「地域の生涯学習ネットワーク」(『日本教材文化研究財団研究紀要』20、pp.42-47、1991)
- 22) 坂本登「2 生涯学習機関のネットワーク化」井内慶次郎編『生涯学習を振興するための行政』全日本社会教育連合会、1991、pp.84-89
- 23) 坂本登「地域における生涯学習ネットワーク」(『日本生涯教育学会年報』12、pp.77-90、1991)
- 24) 「社教審・施設分科会の「中間報告」をめぐる」(『図書館雑誌』82(7)、pp.391-405、1988)